

保育の必要性の認定 及び利用調整の基準(案)について

平成26年10月1日
保健福祉部子育て推進課

保育の必要性の認定及び利用調整の基準について

1. 概要

◆子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の認定区分に従い保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。
《認定区分》

- ・1号認定: 教育標準時間(保育の認定を受けない方)※保育を必要とせず、幼稚園や認定こども園での教育のみを希望される場合は、本市の住民であり満3歳以上幼児
- ・2号認定: 満3歳以上・保育認定
- ・3号認定: 満3歳未満・保育認定

◆国は、保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点について内閣府等に基づき認定基準を策定することとしている。

- 「事由」: 保護者の労働又は疾病その他の事由(子ども・子育て支援法施行規則による)
- 「区分」: 保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分(改正子ども・子育て支援法施行規則による)
- 「優先利用」: ひとり親家庭や虐待の恐れがあるケースの子ども等(国の通知による)

■本市においても、以下の点について内閣府令に基づき、現行の運用状況を踏まえて運用する。

- 「事由」のうち就労の下限時間。
- 「優先利用」については、利用調整基準上配慮するものとし、国の子ども・子育て会議での議論を踏まえて、市町村において検討・運用するとされていることから、「田辺市子ども・子育て会議」において協議、第1希望の保育所を優先し入所選考基準にて定める。

【新制度における保育を必要とする場合の保育所等の利用の流れ】

10月～11月	保育の必要性認定申請・利用希望施設の申込み	【参考】 田辺市立幼稚園
11月中旬～	希望施設毎の面接	9月 入園願書受付
12月～1月	利用調整・利用可能な施設の斡旋・要請など	11月 認定申請・入園許可通知
2月	保育の必要性認定・認定証の交付	2月 認定書の交付
4月	利用契約・保育の利用	4月 利用契約・保育の利用

保育の必要性の認定基準について (1)

(1) 事由について

現行の「保育に欠ける」事由

児童の保護者及び同居の親族その他の人が以下のいずれかの事由に該当し、当該児童の保育をすることができないと認められる場合に限られる。

- ① 家庭外で労働することを状態としていること。
(1日4時間以上かつ1ヶ月に7日以上働いていること)
- ② 家庭内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを状態としていること。
(農業、自営業等1日5時間以上働いていること)
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(産前・産後2ヶ月ずつ)
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること
- ⑥ 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること
- ⑦ その他、上記①～⑥に類する状態にあること



新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。

- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間労働は除く)
・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院している親族の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

◆ 就労事由については、その下限時間の設定について、つぎのとおり市町村において定めることとされている。
・保育の必要性に係る就労とは、1月48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定める時間の就労とする。(ただし10年間の経過措置があり。)
《本市の対応》
本市における現状として、1日4時間かつ7日以上の基準及び現状の就労形態を踏まえ、月48時間の就労を下限として定める。

保育の必要性の認定基準について (2)

【2】区分(保育の必要量)について

◆新制度では、両親フルタイム等を想定した「保育標準時間(11時間 相当)」と、両親の両方又はいずれかがパートタイム就労を想定した「保育短時間(8時間相当)」の2区分を設定する。

その上で「保育標準時間認定」の保育必要量の下限は月200時間(就労時間の下限は1週当たり30時間)とされている。

※月200時間≒1日8時間×週6日×4.3週

◆そして、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については上記区分により認定を行い、「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については「保育標準時間」とし、「保護者の疾病・障害」「求職中」「育休中」については運用上、上記区分に分けないこととされている。

《本市の対応策》

基本的に国の定めた区分の考え方に従うものとするが、「保護者の疾病・障害」については、上記区分に分ける。

また、「親族の介護・看護」、「就学」についての「保育短時間」の従事・就学時間の下限は1ヶ月当たり48時間とし、「保育標準時間」は従事・就学時間の下限は1ヶ月当たり120時間とする。

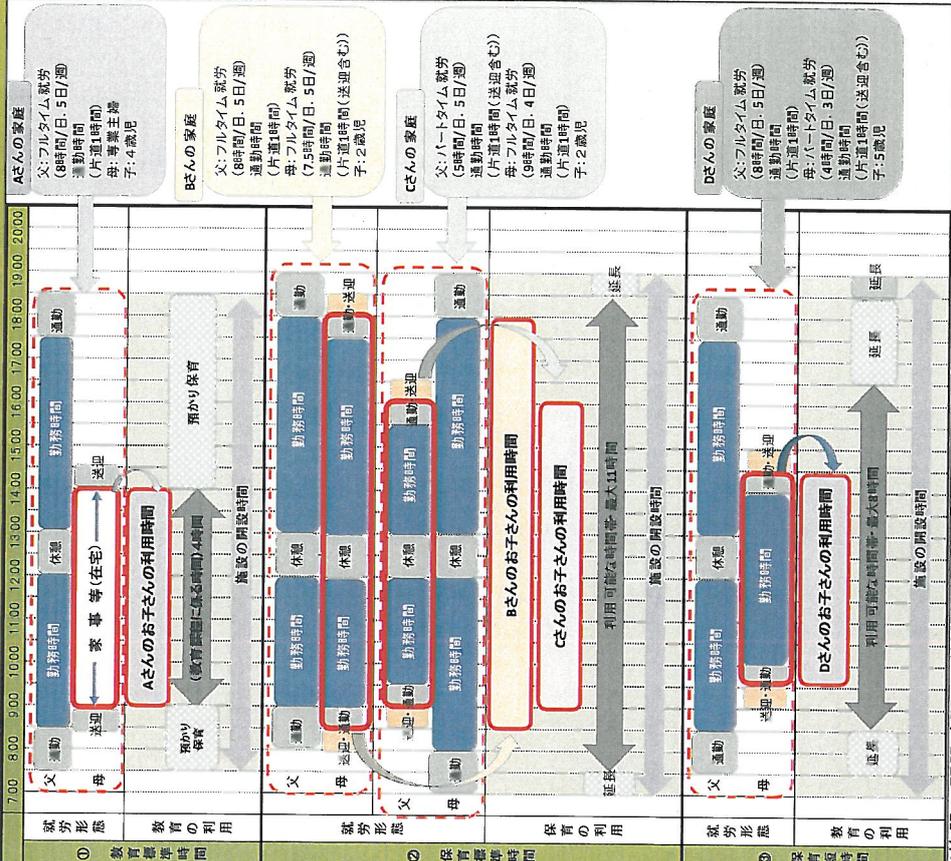
「育休中」、「求職中」については、「保育短時間」の区分とする。

※対応策についての理由については、次ページに記載。

- ①「教育標準時間」……満3歳以上で保育を必要としない場合
- ②「保育標準時間」……両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合
- ③「保育短時間」……両親の両方またはいずれかがパートタイム(1ヶ月48時間以上120時間未満)で就労する場合

※「保育標準時間」と「保育短時間」の区分はご家庭の状況により決まります。

ご家庭の就労形態パターンによる教育・保育の利用イメージ 1日のタイムスケジュール例



※施設の開設時間は、施設毎に異なります。

保育の必要性の認定基準について (3)

新制度における「保育の必要性」の事由 ※子ども子育て支援法施行規則第11条		保育必要量区分(国基準) ※子ども子育て支援法施行規則第4条		保育必要量区分(田辺市)	
1	<p>就労</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) 居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。 	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間 就労時間の下限:1か月当たり120時間程度</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで) 就労時間の下限:1か月当たり120時間程度</p>
		<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間 就労時間の下限:1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める</p>	<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間まで(1か月200時間まで)</p>	<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間まで(1か月200時間まで) 就労時間の下限:1か月当たり48時間(1日4時間月12日程度)</p>	<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間まで(1か月200時間まで) 就労時間の下限:1か月当たり48時間(1日4時間月12日程度)</p>
2	妊娠、出産	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>
3	保護者の疾病、障害	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで) ただし、保育の量の認定を分けて行うことが適当でないことと認める場合にあつては当該区分に分けないで行うことができる</p> <p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間 ただし、保育の量の認定を分けて行うことが適当でないことと認める場合にあつては当該区分に分けないで行うことができる</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保護者の申請(希望)により、保育標準時間が保育短時間かを区分する 理由:保護者の保育に欠ける要件が常態的である場合が多く、保育必要量の区分の判断が困難なため</p>
4	同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1か月275時間まで)</p>	<p>介護時間の下限:1か月当たり120時間程度</p>
		<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間(1か月200時間まで)</p>	<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間(1か月200時間まで)</p>	<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間(1か月200時間まで)</p>	<p>介護時間の下限:1か月当たり48時間程度</p>

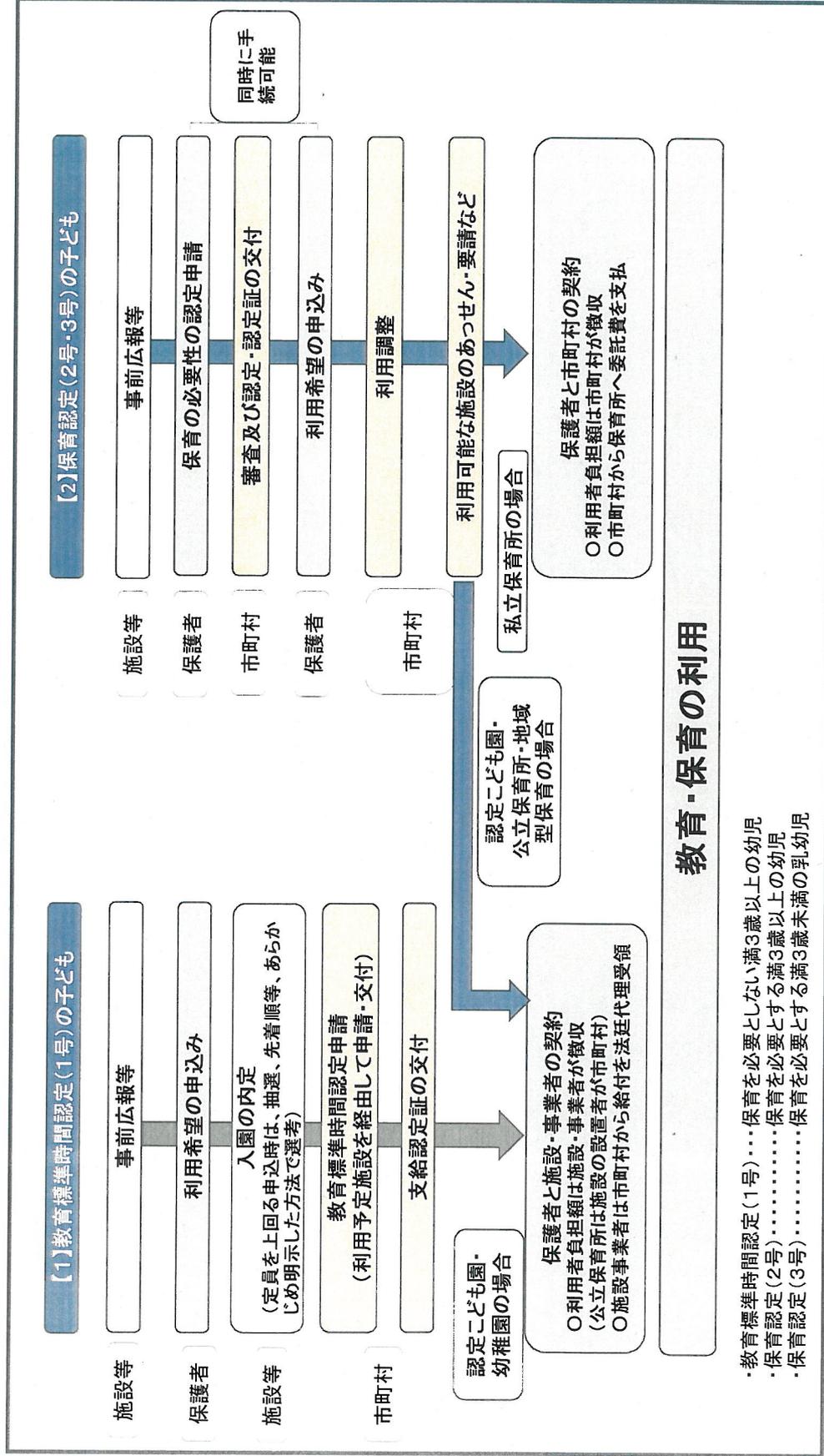
保育の必要性の認定基準について (4)

新制度における「保育の必要性」の事由 ※子ども子育て支援法施行規則第1条	保育必要量区分(国基準) ※子ども子育て支援法施行規則第4条	保育必要量区分(田辺市)
5 災害復旧	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1カ月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1カ月275時間まで)</p>
6 求職活動・起業準備を含む	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1カ月275時間まで)</p> <p>ただし、保育の量の認定を分けて行うことが適当でないことと認められる場合にあっては当該区分に分けないで行うことができる</p> <p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間</p> <p>ただし、保育の量の認定を分けて行うことが適当でないことと認められる場合にあっては当該区分に分けないで行うことができる</p>	<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間(1カ月200時間まで)</p> <p>理由:保育標準時間が必要な判断が困難で、就労等が決定した場合、保育必要量区分の変更が必要となるため、求職中については保育短時間による区分とする。</p>
7 就学・職業訓練校等における職業訓練を含む	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1カ月275時間まで)</p>	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1カ月275時間まで)</p> <p>就学時間の下限:1カ月当たり120時間程度</p>
8 虐待やDVのおそれがあること	<p>保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1カ月275時間まで)</p>	<p>保育短時間 保育時間:1日当たり8時間(1カ月200時間まで)</p> <p>就学時間の下限:1カ月当たり48時間程度</p>

保育の必要性の認定基準について (5)

新制度における「保育の必要性」の事由 <small>※子ども子育て支援法施行規則第1条</small>	保育必要量区分(国基準) <small>※子ども子育て支援法施行規則第4条</small>	保育必要量区分(田辺市)
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて 9 継続利用が必要であること	保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間 就労時間の下限:1カ月当たり120時間程度 ただし、保育の量の認定を分けて行うことが適 当でないとする場合においては当該区分に 分けないで行うことができる 保育短時間 保育時間:1日当たり8時間(1カ月200時間ま で) ただし、保育の量の認定を分けて行うことが適 当でないとする場合においては当該区分に 分けないで行うことができる	保護者の申請(希望)により、保育標準時間か 保育短時間を区分する 理由:在園児童の弟妹に係る育児休業を取得 した保護者に対して保育に欠ける要件はない が、在園児童の発達上環境の変化に留意す ること等が必要な場合については、短時間保 育による区分とする。
10 その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	保育標準時間 保育時間:1日当たり11時間まで(1カ月275時 間まで) 保育短時間 保育時間:1日当たり8時間(1カ月200時間ま で)	保護者の申請により、保育標準時間が保育短 時間を区分する

教育・保育の利用の流れ



- ・教育標準時間認定(1号)・・・保育を必要としない満3歳以上の幼児
- ・保育認定(2号)・・・・・・・・・・保育を必要とする満3歳以上の幼児
- ・保育認定(3号)・・・・・・・・・・保育を必要とする満3歳未満の乳幼児

4月当初の保育の選考調整基準について（1）

【1】「保育の選考基準」について

別表1 参照

○ 国の子ども・子育て会議での議論を踏まえて、市町村において検討・運用するとされていることから、新制度における「保育の必要性」の事由を基本とし「田辺市子ども・子育て会議」において協議を行い、本市の現状を踏まえ、新入所選考基準を設け、第1希望の保育所ごとに入所選考基準に基づき合計指数により決定することとした。

※現行基準については、保育に欠ける要件が、一定の基準を満たしているかを判断するための基礎値として基準指数を定めていた。この指数を基に、世帯の状況等を考慮した上で、選考し入所を決定していた。

○ 年度途中の入所については、別途記載

【居宅外労働・就学】について

現行基準の「1日4時間以上かつ7日以上働いている」という考え方から、より多様な就労形態に対応するため、「月の就労時間数」での判定に変更。また、保育の必要性の判定が「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2区分に分けられたことに伴い、国が示す「月48時間以上120時間未満」を保育短時間相当とし、就労時間の細分化と適正化を図った。

基準指数

雇用されている人	7時間以上	10
	5～7時間未満	8
	4～5時間未満	6
	4時間未満	0



新基準指数(別表1)

雇用されている人	1ヶ月 120時間以上	25 ～ 13	保育標準 時間
	1ヶ月 48時間以上 120時間未満	12 ～ 5	保育短時 間

【自営業・農林漁業・内職】について

自営業・農林漁業の現行基準については、1日5時間以上働いていることとしていたが、保育の必要量について、多様な就労形態に対応するため、「月の就労時間数」での判定に変更。【居宅外労働・就学】に準じた基準とし、適正化を図った。
また、内職をしている人については、月の収入金額を基準としていたが、就労時間の判定に変更、1日の就労時間(月の状況も確認)を選考基準とし、適正化を図った。

4月当初の保育の選考調整基準について（2）

【1】「保育の選考基準」について

- ◆【妊娠・出産】について
現行基準について、入所日の2週間前に申込みを受け付けをしている。
なお、保護者出産（予定）の保育期間は出産予定日を基準として産前産後の各2ヶ月間、合計4ヶ月間に限るを新基準にも適応。
- ◆【疾病・障害】について
保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有する場合には、病氣・負傷の状況について、入院と居室に区分し細分化、障害についても手帳により細分化を行い適正化を図った。
- ◆【介護・看護】について
現行基準である、長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している場合には、在宅と施設に区分をし、1日の介護・看護の時間数により細分化を行い適正化を図った。
- ◆【災害】について
現行基準である、災害について（自然災害、人的災害を含む）は現行基準を適用。
- ◆【求職活動】について
現行保護者求職中の保育期間は2ヶ月間とし、当該期間満了時に職が決まっていない場合は保育を解除することとしている。（新基準も同様）
（就労した場合については、新基準の時間数等により保育の必要性を決定）
- ◆【虐待・DV】について
施行規則により、「虐待やDVの恐れがあること」が保育の必要性の認定事由とされたことから、選考基準の25点の最高点とした。
- ◆【その他】について
その他市長が定める事由として、前述に掲げる以外のもの、「入所選考会議（子ども・子育て会議）」において、保育の必要性が認められるものを追加

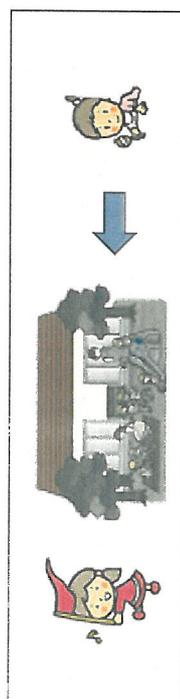
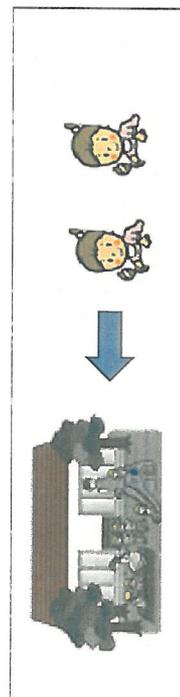
4月当初の保育の選考調整基準について (3)

【2】調整指数」について

別表2参照

○ 国の子ども・子育て会議での議論を踏まえて、市町村において検討・運用するとされていることから、新入所選考基準を定めるが、国が示す「保育の必要性の事由」及び市独自の事由も加え、調整指数として下記の考えに基づき加点を行うものとする。

- ◆【ひとり親家庭】について
父母それぞれについての選考基準の得点になること及び新制度において「保育の必要性の事由」であることから、28点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【生活保護家庭】について
新制度において「保育の必要性の認定事由」であることから、2点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【生活中心者が失業世帯】について
新制度において「保育の必要性の認定事由」であることから、3点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【虐待・DV】について
新制度において「保育の必要性の認定事由」であることから、4点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【入所希望児童に障害がある場合】について
新制度において「保育の必要性の認定事由」である、また、本市においても障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に保育を利用(状況により専門施設が必要な場合がある)できるよう、4点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【育休明け、復帰が確定している場合】について
新制度において「保育の必要性の認定事由」であることから、2点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【入所希望児が多胎児及び兄弟姉妹が同一の保育所等を希望する場合】について
保護者の通園に係る負担を考慮し、国の利用事項の定義に沿って、従来から実施している調整指数を見直し、5点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。



4月当初の保育の選考調整基準について（4）

【2】「調整指数」について

- ◆【両親ともに不在である家庭】について
両親が死亡・居所不明などであり、相父母等が児童の保護者としている場合において、最高基準指数の両親の合計点数50に3点を加点を加した53点の指数加点を優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【保護者が車または免許を保有していない場合】について
保護者の負担を軽減するため、徒歩圏内の保育所等への入所を希望する場合において、5点の指数加点を行い優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【保護者が単身赴任の場合】について
ひとり親家庭と同様の考え方として、2点の指数加点を行い、優先的な取り扱いがなされるように改めた。
- ◆【その他、緊急を要する家庭】について
調整基準等に当てはまらない状況である場合、入所選考会議(田辺市子ども・子育て会議)において決定をする。その場合の指数加点は～25点
- ◆【就労・就学・介護・看護】について
基準指数の時間数だけでなく、1ヶ月の状況に応じて指数加点を行い平等性を考慮することに改めた。
- ◆【内職】について
現状の1ヶ月当たりの収入基準を調整指数に改めた。

年度途中での2・3号認定者の入所について

年度途中の入所については、国の子ども・子育て会議での議論を踏まえて、市町村において検討・運用するとされていることから、市としては、月ごとの募集期間を設けて入所選考する場合、以下の問題点があることから、年度途中の入所については、「保育の認定」を行った後に希望する保育所等に空きがあれば随時入所とする。また、希望する保育所等に空きが無い場合は、その他の保育所等を斡旋するものとし、保育所等に空きが無い場合(待機)は、入所申込み順に、空きができた保育所を斡旋する。

1. 月ごとの募集期間を設けると、月途中で「保育の必要性」により保育所等入所を希望した場合、すぐに入所できないこととなる。
2. 仮に、緊急を要する保育の必要性の対象を明記するとしても、どの事由も必要なことには変わりがないこと、また、その都度入所選考委員会を開催しても即時の対応は無理があるため、月ごとの募集期間を設けることは「保育の必要性」に即時に対応できない。
3. 年度途中の入所(保育所等に空きがあり斡旋する場合及び空きがなく待機となった場合)に選考基準を用いない理由として、年度途中で保育所等入所を希望される方は「保育の必要性」が高い(保育認定を行うことから)ためであり、待機者において選考基準により先に申込みをしている方の「保育の必要性」と整合性がなくなるため、申込み順に斡旋することとする。

◆入所受付

新年度(4月)入所受付は、当該年度の前年度内で募集期間を設けて田辺市子育て推進課及び各行政局住民福祉課で受付るものとする。

なお、年度途中の入所については、保育所等へ入所を希望する4週間前から受付るものとする。

ただし、育児休暇の取得期間が満了し職場へ復帰するものについて、当該年度の4月中旬に職場復帰確定者については新年度入所受付とし、5月以降に復帰するものについては、年度途中入所と同様の扱いとする。

※4月中に育児復帰運用理由

- ①新年度の募集については基本的に4月1日時点で保育が必要な方が申請している。だが、例えば4月25日から職場へフル(8:00～17:00)で復帰する方については、本来であれば25日から2週間程度のならし保育を実施し、5月10日前後から1日保育を実施するが、25日からのフルの復帰ができないうえ、また仮に25日から1日保育を実施した場合は集団を経験していない児童が慣れない環境で1日過ごすことは適切でないため、4月中に育児休暇期限が切れて職場復帰する方については、4月1日に保育が必要と判断し、新年度募集の受付可能とする。
- ②年度途中の育児休暇復帰の保育必要量を別で確保するとの整合性が図れないため、5月以降については上記理由が該当しないため、年度途中入所と同様4週間前からの受付とする。

別表1

2・3号認定者入所選考基準表(1)

「保育の必要性の度合い」を保育所入所選考基準表に置き換え、この「指数」の高い方から入園を決定します。なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表で比較して決定します。

区分	保護者の状況		選考基準指数				
	類型	番号					
A	居宅外労働	1	1ヶ月 180時間以上 180時間未満の就労を常態とする	25			
			1ヶ月 170時間以上 170時間未満の就労を常態とする	24			
			1ヶ月 165時間以上 165時間未満の就労を常態とする	23			
			1ヶ月 160時間以上 160時間未満の就労を常態とする	22			
			1ヶ月 155時間以上 155時間未満の就労を常態とする	21			
			1ヶ月 150時間以上 150時間未満の就労を常態とする	20			
			1ヶ月 145時間以上 145時間未満の就労を常態とする	19			
			1ヶ月 140時間以上 140時間未満の就労を常態とする	18			
			1ヶ月 135時間以上 135時間未満の就労を常態とする	17			
			1ヶ月 130時間以上 130時間未満の就労を常態とする	16			
			1ヶ月 127時間以上 127時間未満の就労を常態とする	15			
			1ヶ月 124時間以上 124時間未満の就労を常態とする	14			
			1ヶ月 120時間以上 120時間未満の就労を常態とする	13			
			1ヶ月 115時間以上 115時間未満の就労を常態とする	12			
			1ヶ月 110時間以上 110時間未満の就労を常態とする	11			
			1ヶ月 100時間以上 100時間未満の就労を常態とする	10			
			1ヶ月 90時間以上 90時間未満の就労を常態とする	9			
			1ヶ月 80時間以上 80時間未満の就労を常態とする	8			
			1ヶ月 70時間以上 70時間未満の就労を常態とする	7			
			1ヶ月 60時間以上 60時間未満の就労を常態とする	6			
			1ヶ月 48時間以上 60時間未満の就労を常態とする	5			
			B	居宅内労働	2	1ヶ月 180時間以上 180時間未満の就労を常態とする	22
						1ヶ月 170時間以上 170時間未満の就労を常態とする	21
						1ヶ月 165時間以上 165時間未満の就労を常態とする	20
						1ヶ月 160時間以上 160時間未満の就労を常態とする	19
1ヶ月 155時間以上 155時間未満の就労を常態とする	18						
1ヶ月 150時間以上 150時間未満の就労を常態とする	17						
1ヶ月 145時間以上 145時間未満の就労を常態とする	16						
1ヶ月 140時間以上 140時間未満の就労を常態とする	15						
1ヶ月 135時間以上 140時間未満の就労を常態とする	14						
1ヶ月 130時間以上 135時間未満の就労を常態とする	13						
1ヶ月 127時間以上 130時間未満の就労を常態とする	12						
1ヶ月 124時間以上 127時間未満の就労を常態とする	11						
1ヶ月 120時間以上 124時間未満の就労を常態とする	10						
C	出産等	4	1ヶ月 115時間以上 120時間未満の就労を常態とする	9			
			1ヶ月 110時間以上 115時間未満の就労を常態とする	8			
			1ヶ月 100時間以上 110時間未満の就労を常態とする	7			
			1ヶ月 90時間以上 100時間未満の就労を常態とする	6			
			1ヶ月 80時間以上 90時間未満の就労を常態とする	5			
			1ヶ月 70時間以上 80時間未満の就労を常態とする	4			
			1ヶ月 60時間以上 70時間未満の就労を常態とする	3			
			1ヶ月 48時間以上 60時間未満の就労を常態とする	2			
			1日 7時間以上 70時間未満の就労を常態とする	13			
			1日 5時間以上 70時間未満の就労を常態とする	8			
出産	妊娠-出産	4	1日 4時間以上 5時間未満の就労を常態とする	3			
			1日 3時間以上 4時間未満の就労を常態とする	2			
			1日 2時間以上 3時間未満の就労を常態とする	1			

別表1

2・3号認定者入所選考基準表(2)

区分	保護者の状況		選考基準指数					
	類型	番号						
D	疾病・障害	病気・負傷	入院 入院が1か月以上と見られるもの 入院が1か月未満と見られるもの 常時病臥 精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患 一般療養(週3日以上)の通院を常態とする 一般療養(週1日～2日の通院を常態) 一般療養(上記以外の一般療養で保育が必要と認められるもの)	25 20 25 20 18 15 10				
			6	障害者	身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級該当者 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級該当者 身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級該当者	25 20 15		
				7	親族の介護	A-1と同様の基準とする。		
					親族の看護	A-1と同様の基準とする。 B-2と同様の基準とする。		
			F	災害	入院	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	25	
					求職・起業準備等	求職活動中のもの(起業準備含む)	1	
			H	就学	通学	1ヶ月 170時間以上 170時間以上 165時間以上 170時間以上 165時間以上 160時間以上 160時間以上 155時間以上 150時間以上 145時間以上 140時間以上 135時間以上 130時間以上 127時間以上 124時間以上	180時間以上の就学を常態とする 180時間未満の就学を常態とする 170時間未満の就学を常態とする 170時間未満の就学を常態とする 165時間未満の就学を常態とする 160時間未満の就学を常態とする 160時間未満の就学を常態とする 155時間未満の就学を常態とする 150時間未満の就学を常態とする 150時間未満の就学を常態とする 145時間未満の就学を常態とする 145時間未満の就学を常態とする 140時間未満の就学を常態とする 140時間未満の就学を常態とする 135時間未満の就学を常態とする 130時間未満の就学を常態とする 130時間未満の就学を常態とする 127時間未満の就学を常態とする 124時間未満の就学を常態とする	25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14

区分	保護者の状況		選考基準指数				
	類型	番号					
H	就学	10	1ヶ月 120時間以上 115時間以上 110時間以上 100時間以上 90時間以上 80時間以上 70時間以上 60時間以上 48時間以上 1日 7時間以上の就学を常態とする	124時間未満の就学を常態とする 120時間未満の就学を常態とする 115時間未満の就学を常態とする 110時間未満の就学を常態とする 100時間未満の就学を常態とする 90時間未満の就学を常態とする 80時間未満の就学を常態とする 70時間未満の就学を常態とする 60時間未満の就学を常態とする 48時間未満の就学を常態とする 1日7時間以上の就学を常態とする	13 12 11 10 9 8 7 6 5 20		
			I	虐待・DV	虐待・DV	虐待・DVのおそれがあること	25
					その他	その他市長が定める事由と認められる場合	前各号に掲げるもの以外で、保育の必要性がある と認められる場合

1. この表においての保護者とは、主に子どもを養育している父母とする。
2. 選考基準指数の最高は25,最低は1とする。なお、2項目以上に該当する場合は、最も高い数値を25とする。
3. 親族の経営する会社等への勤務で、有限会社や株式会社等の法人格を取得している場合は居宅外労働とする。
4. 特定疾患とは、国及び市(県)の特定疾患として認定されているものをいう。
5. 市長による特例の「その他」に該当する場合は入所選考会議にて指数を認定する。

別表2

調整指数表

類型	番号	細目	調整指数
	1	ひとり親家庭等については調整指数(+)を計上する	+28
	2	生活保護の家庭については調整指数(+)を計上する	+2
	3	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭については調整指数(+)を計上する	+3
	4	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭については調整指数(+)を計上する	+4
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指数(+)を計上する	+4
全体	6	育児休業が明け、復帰が確定している家庭については調整指数(+)を計上する	+2
	7	入所希望児童が多胎児の場合は調整指数(+)を計上する	+5
	8	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合は調整指数(+)を計上する	+5
	9	両親ともに不在である家庭の場合は調整指数(+)を計上する	+53
	10	保護者が重または免許を保有していないため、徒歩圏内の保育所への入所を希望する場合は調整指数(+)を計上する	+5
	11	保護者が単身赴任の場合は調整指数(+)を計上する	+2
	12	1ヶ月 25 日以上 の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+7
	13	1ヶ月 23 日以上 24 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+6
	14	1ヶ月 20 日以上 22 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+5
	15	1ヶ月 18 日以上 19 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+4
	16	1ヶ月 16 日以上 17 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+3
	17	1ヶ月 13 日以上 15 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+2
	18	1ヶ月 7 日以上 12 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+1
	19	自営業・農林漁業に従事している者が専業主業者である場合は調整指数(+)を計上する	+2
	20	自営業・農林漁業に従事している者の事業所(店舗)が自宅外にある場合は調整指数(+)を計上する	+1
内職	21	1ヶ月 5 万円以上 の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+3
	22	1ヶ月 3 万円以上 5 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+2
	23	1ヶ月 1 万円以上 3 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+1
その他	24	その他市長が定める事由に反じて、保育の必要性を入所選考会議にて決定し、調整指数(+)を計上する	~+25

1. 番号5の入園希望児童の障害については、手帳の交付を受けている児童又はそれと同等の児童をいう。
 2. 事業中心者とは、経営者(共同経営者を含む)であり、その事業収入により生計を営んでいる場合とする。
 3. 自営等で、事業所(店舗)が自宅外にある場合とは自宅と店舗が完全に別棟になっていることとする。
 4. 上記以外で特に調整指数が必要なものは入所選考会議にて決定する。

同一選考基準及び指数世帯優先順位について (5)

保育の必要量を確認し、第1希望の保育所等毎に別表1・別表2において点数化、点数の高い方から優先に決定を行うこととしますが、定員に近い方で同点となった場合の取り扱いとして、別表3に基づく優先順位により入所を決定することとします。

別表3 【同一選考基準及び指数世帯の優先順位表】

優先順位	細目
第1順位	希望順位の高い者
第2順位	兄弟姉妹が希望の保育所(園)等に在所(園)
第3順位	ひとり親家庭
第4順位	両親とも不在又はそれに準じる世帯
第5順位	入所希望児童に障害等があり、手厚い保育を必要とする
第6順位	入所希望児童が多胎児
第7順位	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭
第8順位	生活保護の家庭
第9順位	保護者が車または免許を保有していないため、徒歩圏内を希望する世帯
第10順位	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭
第11順位	育児休業が明け、復帰が確定している家庭
第12順位	単身赴任の家庭
第13順位	就労(就学)時間が保育所等開所時間内である世帯
第14順位	就労(就学)時間は、次の順で優先する。 1. 65歳未満の養育可能祖父母のいない世帯 2. 祖父母が同居していない世帯
第15順位	第15順位は、次の順で優先する。 1. 未就学児童の多い世帯 2. 小学校3年生以下の児童の多い世帯 3. 小学校3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯
第16順位	第16順位は、次の順で優先する。 1. 居宅外で就労している。 2. 居宅内で就労している。
第17順位	通勤時間の長い世帯
第18順位	選考基準指数の高い者

1. 第2順位については、入所申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は優先としない。

2. 第4順位「両親とも不在に準じる世帯」については、入所選考会議にて認定する。

3. 第14順位でいう養育可能祖父母とは、65歳未満の祖父・母で無職の者をいう。ただし、病気・障害・介護にあたる場合は除く。

公立幼稚園の入園選考基準について

【資料2-1】

募集期間内に施設ごとの応募者が定員を上回る場合は、以下の優先順位により選考する。
同順位の場合は抽選等により調整する。

教育の利用にあたっては、保育の必要性が問われないことから、保育の必要度による甲乙はつけられないため、通園区域により優先度を定めるもの。
また、同順位の場合の選考方法は、募集期間を設けることから先着順ではなく、抽選等によることとする。

幼稚園名	基本的な通園区域	隣接地区
新庄幼稚園	新庄小・新庄第二小学校区	東山、あけぼの、新万、南新万、朝日ヶ丘
三栖幼稚園	三栖小・伏菟野小・長野小学校区	上万呂、中万呂、下万呂、新万、朝日ヶ丘
上秋津幼稚園	上秋津小・伏菟野小・長野小学校区	秋津町、秋津川
中芳養幼稚園	中芳養小学校区	芳養町、大坊、上芳養、稲成町

◆優先順位

- ① 基本的な通園区域に居住する者
- ② 上記区域の隣接地区に居住する者
- ③ 市内に居住する者
- ④ 市外に居住する者のうち、特段の事情により市教育委員会が区域外就園を認められた者

◆入園受付

新年度(4月)入園の受付は、当該年度の前年度内で募集期間を設けて、各公立幼稚園で受け付けるものとする。
なお、応募者数が定員に満たない場合は、募集期間終了後も随時受け付ける。年度途中の入園についても、同様とする。